

重 要

静 県 薬 第 6 8 9 号

令 和 5 年 1 2 月 2 8 日

各 地 域 薬 剤 師 会 会 長 様

公 益 社 団 法 人 静 岡 県 薬 剤 師 会
会 長 岡 田 国 一

令 和 5 年 薬 局 機 能 情 報 定 期 報 告 等 の 徹 底 に つ い て （ 依 頼 ）

標 題 の 件 に つ い て、静 岡 県 健 康 福 祉 部 長 か ら 別 添 写 （ 令 和 5 年 1 2 月 2 5 日 付 け 衛 薬 第 8 0 1 号 ） の と お り 通 知 が あ り ま し た の で お 知 ら せ し ま す。

今 般、医 薬 品、医 療 機 器 等 の 品 質、有 効 性 及 び 安 全 性 の 確 保 等 に 関 する 法 律 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 （ 令 和 5 年 厚 生 労 働 省 令 第 1 3 7 号 ） の 施 行 等 に 伴 い、「静 岡 県 薬 局 機 能 情 報 提 供 制 度 実 施 要 領」が 一 部 改 正 さ れ、薬 局 開 設 者 が 都 道 府 県 知 事 に 報 告 し な く れ ば な ら ぬ 事 項 が 追 加 さ れ る と と も に、医 療 機 関 等 情 報 支 援 シ ス テ ム 「 G - M I S 」 の 運 用 が 開 始 さ れ ま し た。こ れ に 伴 い、今 回 か ら、従 来 の 「 医 療 ネ ッ ト し ず お か 」 に よ る 報 告 か ら、G-MIS に よ る 報 告 と な り ま す。

つ き ま し て は、会 務 ご 繁 忙 の 折 誠 に 恐 縮 に 存 じ ま す が、別 添 通 知 等 を 十 分 ご 確 認 の う え、期 間 内 に 報 告 さ れ ま す よ う 貴 会 会 員 へ の 周 知 徹 底 方 よ ろ し く お 願 い 申 し 上 げ ま す。

な お、追 っ て 薬 事 課 か ら 各 薬 局 に 対 して、令 和 5 年 薬 局 機 能 情 報 定 期 報 告 案 内 の メ ー ル を 送 付 す る 予 定 と の こ と で す。

【 定 期 報 告 の 報 告 期 間 】

令 和 6 年 1 月 5 日 （ 金 ） か ら 令 和 6 年 3 月 3 1 日 （ 日 ） ま で

担 当 ： 静 岡 県 薬 剤 師 会 事 務 局 業 務 ス タ ッ プ ； 鈴 木

電 話 ： 0 5 4 - 2 0 3 - 2 0 2 3 ／ F A X ： 0 5 4 - 2 0 3 - 2 0 2 8

E-mail ： maki@shizuyaku.or.jp



衛 薬 第 801 号
令和 5 年 12 月 25 日

公益社団法人静岡県薬剤師会長 様
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会静岡県支部長 様
一般社団法人日本保険薬局協会長（静岡県担当扱い） 様

静岡県健康福祉部長

令和 5 年薬局機能情報定期報告等について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 8 条の 2 の規定に基づき、本県では「静岡県薬局機能情報提供制度実施要領」（以下「要領」という。）を定め、薬局開設者は、薬局機能情報について、新規報告、定期報告及び変更報告を行うこととしています。

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令が改正され、薬局開設者が都道府県知事に報告しなければならない事項が追加されるとともに、医療機関等情報支援システム（以下、「G-MIS」という。）の運用が開始されました。

特に、今回から、従来 of 県のシステムである「医療ネットしずおか」による報告から、G-MIS による報告となりますので、下記に御留意の上、報告事項に遺漏なく、また、遅滞なく報告を行うよう貴会会員へ御周知願います。

記

1 対象

令和 5 年 12 月 31 日時点で薬局開設の許可を受けている全ての薬局

2 報告事項

要領別表「静岡県における薬局機能情報報告・公表事項」

令和 5 年 12 月 31 日時点の内容を令和 5 年 12 月 25 日付け衛薬第 800 号による改正後の「静岡県薬局機能情報提供制度実施要領」に基づき報告してください。

3 報告期間

令和 6 年 1 月 5 日（金）から令和 6 年 3 月末日まで

4 報告方法

原則、「G-MIS」にて報告してください。なお、インターネット回線が

ない等のやむを得ない事情がある場合には、個別に保健所（政令市は県薬事課）に相談してください。

【G-MISによる報告について】

厚生労働省G-MISログイン画面からログインし、医療機能・薬局機能情報提供制度定期報告操作マニュアルを参考に定期報告をしてください。

5 問合せ

不明な点がありましたら、管轄する保健所にお問い合わせください。

6 留意事項

- (1) 薬局機能情報提供制度に関する関係法令やマニュアル等を薬事課ホームページに掲載しているので参照してください。

http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-530/yakujikikaku/yakkyokukinou_houkoku.html

- (2) 報告した情報は、薬局内においても閲覧に供する必要があります。
- (3) 基本情報等に変更が生じた場合は、定期報告の期間によらず、随時変更報告を行う必要があります。

担 当 生活衛生局薬事課薬事企画班
電話番号 0 5 4 - 2 2 1 - 2 4 1 2